

アルバイト交通費規定

- 1) 従業員寮住込みで就業する者の帰赴任旅費に関しては居住地(現住所)により下表に従って支給する
但し、前任地より直接移動等で居住地が現住所と異なる場合でも現住所にて支給する(帰任時も同)
また、下記エリアの境界に位置する場合は都度決定する
- 2) 契約期間が暦日30日以上の場合で、契約満了の際に最終給与にて(派遣の場合は派遣先より)往復金額を支給する
〃 30日未満の場合で、契約満了の際に最終給与にて(派遣の場合は派遣先より)片道分を支給する
会社からの依頼により単発で遠方より赴任した場合、最終給与にて下表により往復金額を支給する
但し、契約の終了が会社都合(営業期間の短縮や満了前雇止め)の場合は満了を条件としない
- 3) 本人に何らかの過失があり契約が終了となった場合は全額不支給とする
- 4) 自家用車で帰赴任した場合も、同条件とする(ガソリン代・高速代含む)
- 5) 自家用車で乗り合わせでの帰赴任をした場合、各々の居住地により支給する
但し、派遣スタッフが派遣会社の送迎にて帰赴任した場合はこれに該当しない
- 6) この規定は直接雇用者・人材紹介の直接雇用者・派遣社員に適用とする
- 7) この規定は冬季の季節雇用者によりのみ適用し、夏季の季節雇用者は対象外とする
但し、夏季赴任～冬季帰任/冬季赴任～夏季帰任した場合、帰任時に往復交通費を支給する

地域	片道交通費
北海道・沖縄	15,000
東北・九州・山口	12,000
関東・中国・四国	10,000

※詳細は下記図により該当の都道府県の金額を参照

地域	片道交通費
関西・静岡・山梨	6,000
東海・北陸・長野	3,500
岐阜県内	2,500

